

# 平成20年 4月から

# 健康診断の仕組みが変わります

**40歳～74歳の方を対象とした特定健診が始まります**

**◎実施主体は医療保険者**

40歳から74歳までの方は、これまで市で実施していた「基本健康診査」が、平成20年度から国民健康保険（以下「国保」）や健康保険組合などの各医療保険者が実施主体となる「特定健診」へと移行します。

なお、18歳から39歳までの方は、従来どおり市で実施する基本健康診査を、75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の健診を受けることができます。

**◎メタボリックシンドロームに着目**

これまでの健診では、病気ごとの早期発見・早期治療が目的とされてきましたが、特定健診ではメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）およびその予備軍の人を発見し、生活習慣改善の必要度に応じた保健指導が行われます。

なお、内臓脂肪蓄積のリスクを判定するため、「腹囲測定」の検査項目が新たに加えられます。

《メタボリックシンドロームとは？》

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上にあてはまる状態です。

これらは主に不健康な食事や運動不足などの生活習慣から起こるものですが、早期の段階ではほとんど自覚症状がないため、静かに進行していきます。放置しておくと、やがては動脈硬化を引き起こし、心臓病や脳卒中などの原因となります。

**◎健診の受け方**

40歳から74歳までの方には医療保険者（国保や健康保険組合など）から、18歳から39歳までの方（特別徴収者を除く）・75歳以上の方には市から、受診機関や受診日などについての案内や受診券が送られてきますので、それに従い受診してください。



**▼受診券の送付元**

	40歳～74歳	18歳～39歳 75歳以上
つくばみらい市 国保加入者	つくばみらい市	つくばみらい市
つくばみらい市 国保加入者以外	加入している 医療保険者	

**介護予防スクリーニング検診が変わります**

今まで、介護予防の観点から65歳以上の市基本健康診査受診者を対象に実施してきた「介護予防スクリーニング検診」が、内容を変え平成20年度から基本健康診査受診者以外の65歳以上の方も受診する事ができるようになります。

▼対象者＝65歳以上の方（誕生日前日から対象）

※要介護1～5認定者除く

▼市国保加入者以外の65歳以上75歳未満の方には、介護予防スクリーニング検診受診券を郵送する予定です。

**その他の検診について**

胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診（40歳以上の方）・前立腺がん検診（50歳以上の男性）・結核検診・肝炎ウイルス検診（40～74歳で今までに受けたことの無い方）

右記の検診は、平成20年度も特定健診や基本健康診査と同時に実施していきます。

また医療保険者に関係なく、18歳以上の方であればどなたでも受診できます。

**◆問い合わせ先**

健診に関すること

健康増進課（谷和原保健福祉センター内）

☎ 25 - 2100

伊奈庁舎国保年金課 ☎ 58 - 2111（内線1187）

介護予防スクリーニング検診に関すること

伊奈庁舎介護保険課 ☎ 58 - 2111（内線1173）